

○議長（生田目久夫君） 次，６７番木村徳二君の発言を許します。

〔６７番 木村徳二君登壇〕

○６７番（木村徳二君） ６７番木村でございます。議長からお許しをいただきましたので，事前通告，２点ほどいたしておりますが，その通告の質問をする前に，市長さんに申し上げたいと思います。

それは，去る３月８日，平成１８年度の当初予算の質疑の冒頭に，総務部長が議案の提案の理由の説明をしました。市長は総務部長にいたさせますと，かわってやらせますと，そう一言も出ておりません。ひょこひょこ出てきて，議案の朗読はいいですね。これは職員をして議案を朗読する。提案の理由の説明，これは議案の提出者として，当然提出者である市長，議場にいらっしゃいましたんですよね。何でその責任を市長は回避して，総務部長にやらせるのか。私は当日，早速うちへ帰ってから東京の上部団体に連絡しました。これ，いいですかと。そうしたら，「木村さんよ」と，「提出者としての当然の責任だよ」と。そういうものを放棄して，やらなかったんですよね。できない用事のある場合はいいですよ。それは，この間も申しましたように平成，ある市で市長さんが逮捕されました。平成１６年１２月８日。そのために議会を招集しましたが，いないために助役が議案の説明を代行したと，こういう新聞記事を私は持っています。あくまでも提案の理由の説明，大久保市長はたまたま施政方針の中で末尾の方に，議案の提案の理由の説明は，議題になったときにそれぞれ説明を申し上げますと，こう載せておりますよね。それをなぜ，総務部長がひょこひょこ出てきてやらなきゃならないんだ。それなんです。それをこの間，私は，質問をしても，これは予算のため，しなくてもいいと思ったんでしょうが，まずきょうはそれをまずお伺いを申し上げたいと思います。

そうした中で，本題に入っていきますが，平成の大合併によりまして，１市１町２村が合併しまして，新生太田市が誕生しまして，もう１年有余過ぎました。ようやく私も太田の市の議会には慣れてまいりました。しかし，町村議会と市の議会，余りにもギャップが多過ぎるんですね。あれは何だよと。私は先般，水戸，日立，勝田と，こう調査をしてまいったんですが，旧常陸太田市時代の旧態依然とした太田の市の議会です，今は。何とかして太田の議会も活性化したいいい議会をつくらなきゃならないだろうと，こういう思いで，あえて老馬にむちを打ちまして，ご質問申し上げるわけでございます。

みんなで本気になって，ともに汗を流して切磋琢磨しながら住民の負託にこたえるようなひとつ議会になったらいい，こういう思いが強く感じます。議員の皆さんも，ひとつそういう考えで，まさに新生太田市，「ああ，いい議会になったな」と今度は。そして，みんなで一緒に頑張っぺなやと，そういう議会にしたいという思いがいっぱいです。

私は，議会とは一体どういうものなんだと，改めて皆さんと勉強する思いにおいて申し上げたいと思います。これは，議会というのは，憲法第９条でこう規定しておりますが，これを考えてみますと，議会というのは議事機関なんですね。議事機関である議会というのは，地方自治法の９６条にはっきり規定しておりますが，地方公共団体の意思決定機

関であると。そうした中で、条例の制定、あるいは改廃にとどまらず、広く行政全般にわたる具体的な事務処理についても権能を持っておるという認識を私は持っておるものでございます。

一方、地方公共団体の親方、首長は、外国の大統領的な組織原理のもとに、予算権、提案権、さらには執行権、さらには人事権と、こういうものは長に専属するものであります。が、議会の議決がなければ執行できないと、こういうことになっております。

私ども議会は、そうした中で、議決に当たっては、状況によっては修正、否決もできることになっております。ゆえに、議会と執行部がそれぞれ権限を明確に分かち合って、相互に牽制し合う対立の原理を基本とする以上、私ども議員は常に執行部とは一步離れて、二歩離れてはだめだよと、常に一步は離れていなさいよと、こういうことがございますが、それ、逆にべったりになっちゃったら、これはもう大変なことなんですね。チェック能力が働きません。そうした中で、お互いの首長と議会というのは二代表制なので、そういうものをしっかり仕組みを理解して、お互いに執行部と議会は牽制し合いながら、なかなか議会は常に執行部を公正、厳正に批判し、そして執行上、重要なものについては、公平、妥当な判断をして結論を出していくと、こういうのが議会の責務だと、こう述べてありますが、そういうわけで、ひとつ私どもも改めて皆様とともに、私ども、何年やっても、私も実際35年やっていますが、何ぼやったって、勉強なんですから、これは。見ていますと、役が欲しいもの、後は構わないよと、そういったことでは仕方がないんです。役が欲しい人は主体的に、事務局でつくった原稿ばかり読んでいないで、そうやることなんですよ。やっぱりその使命、しっかりとした使命をもって、その役職に臨んでもらいたいと思います。

議会での議案議決というものは、事務事業の執行のための手続上、ぜひとも必要不可欠のものでありまして、私ども議員は正しく常に批判と監視をしていかなければならないと思っています。

そこで、質問の本旨に入りますが、一昨日、一昨々日、これは言っているか悪いか、後で……、今日は言わないでいいです。本当なんだ、これは、うまくないんです。みんなもう何言うんだってなっているからね、これはいいです。

そこです、1月20日、議会の全員協議会の席上、行政改革大綱が提出をされました。席上、何人かの議員から質問がございました。しかし、私は行政改革というこの大事なものを協議会で言い放し、聞き放しでいいのかと。そういうことではなんねえな、私はあくまでも本会議の中で後日のために議事録に残る質問をしたいと、こういう思いの中から、改めてあえて本会議においてご質問を申し上げ、考察をしてみたいと思ひまして、二、三点、ご質問を申し上げます。

まず第1点でございますが、行政改革の基本理念の中で、迅速な行政意思決定ができる行政組織の構築と、いいですか、さらには行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築の中で、意思決定過程が簡素化され、スピーディーに意思決定を行える組織編

成を行うと、こう出ているんですね。いいですか、ここでご質問申し上げます。地方公共団体の行政の意思決定、これは唯一、議会の権限なんです。簡単に意思決定、意思決定と言いますが、執行部には事務事業の計画、政策の立案、これはできますよ。しかし、行政の意思決定は唯一議会の権限なんです。どういつもりでこういう字句を並べているのか。いいですか、そういうこと。よく今にはっきりした答弁をお願いをいたしたいと思います。こうした権限は、議会にあるけれども、執行部にはないということをはっきりと申し上げたいと思います。

したがって、この予算や議案の提出権はありますが、執行の前段であるこの議決、すなわち意思決定、これは議会がやらなければ、それに入れないと。執行部だから何でもできるんだと、私はそれについていささかその疑問を感じまして、この執行部という特権意識が潜在しているから、そういう言葉がひょこひょこ出るんじゃないかと、私は疑わずにいません。議会をひとつなおざりにしないで、あくまでも住民代表の機関である、そういうものを常に念頭に置いて、執行部の方はやってもらいたいと思うんです。先ほど、冒頭に申しましたが、何か太田の議会は執行部になめられている、こういう思いがいっぱいあります。

第2点であります、行政組織の機構は、旧町村の形態をそのまま引き継ぎ、合理化の余地が多分に残っており、事業部門は本庁と支所において平行的に執行すると。この合理化と平行と、どうこの平行というものを解釈して、こういう字句を使っているのか。ただ作文じゃないんですよ。平行、どういう意味で、何のつもりでこの平行というこの字を使っているのか。

その次に3つ目、これは人材育成のための体制の整備とありますが、実際にそのような組織体制ができていいのか、それを説明をいただきたいと思います。

次に、地方公社の経営健全化の件であります、土地開発公社の問題です。ここでお断りをいたしますが、地方のこの土地開発公社というのは、地方公共団体の分身とも言うべき組織体制であり、形式的には地方公共団体の事務でないために、原則として議会権限が及ばず、議会の直接の監視外に置いて運営されているわけです。しかし、その事業内容は、地方公共団体の行財政についても支障を来すおそれがありますので、地方自治法の第243条の3の第2項の範囲において、私はご質問申し上げます。

そこで、土地開発公社につきましては、本年度1月ですか、行政改革大綱が作成されてありますが、この問題は、去る去年の12月の第6回定例議会の議案第130号において、既に常陸太田市土地開発公社は解散すると、こういう議決をいたしておるわけでありまして。条文の中で、廃止を含め、抜本的改革を積極的に取り組むと、こういうすばらしい字句が入っております。何を考えてこのようなものを挙げたのかと。廃止って決まったやつを。それについて、ご質問を申し上げたいと思います。

第4点目であります、定員管理の適正化についてご質問いたします。平成17年から平成21年度までの5カ年のうちに、760人の職員を679人以内とするとあります。

この８１名の減は、私が考えるのに団塊世代の皆さん方の大量な退職者の自然減であると、こう私は断じております。したがって、適正な職員管理を図るために抜本的な事務事業の整理、合理化をするんだと、こうあります。抜本的改革とはいかなる考えなのか、ご説明をいただきたいと思います。

第５点目であります。給与の適正化についてであります。職務、職責に応じた俸給構造への転換とありますが、職務に応じた俸給構造の転換とは、いかなる意味を有しているのかと。常陸太田市の企業職員の給与の適正化とありますが、これを具体的にどのようなことなのか、説明いただきたいと思います。

参考までに、常陸太田市職員の給与表を見ますと、行政職、一般行政職と技能労務職と、こう分かれておりますが、平均年齢、一般行政職は４２．９歳で月額３４万２、２０８円、技能労務者は４５．９歳で月額２９万２、１５円と、この格差は行政職、技能職は、年は３つ上だけれども、額にして５万２、０００円、これは安いんですね。低いんです。ですから、これを格差をどう行政職と技能職で調整し、改革していくのか、ひとつご説明をいただきたいと思います。

事前通告しておりました特殊勤務については、手当につきましては、この間の予算審査の中で質問しましたので、これを割愛いたします。

その次に、質問の通告第２点目の、平成１８年度の予算編成の基本理念について１つご質問申し上げます。今年度の当初予算編成については、見ますと、市町村合併、市町村の合併特例法に基づく合併特例法に関する法律の１１条と１１条の２と、こういうすばらしい特例法があって、特例債が認められるんです。交付税へ乗せてくれる。そういうものを、どう理解してやっているのかと。先ほどもすばらしい質問ありましたよね。ああ、やっぱり若くても勉強やっているなど、こう思いましたが、こういう法律ができて、１１条と１１条の２と、それをどう生かしているのか、太田では、今度の予算編成において。これについても、明確な説明をいただきたいと思います。

これは、たまたまこの法律は、地方財政法の第５条で規定をしております、それ以外のものに、この特例債は認められているんですね。ですから、こういうすばらしい法律ができていますから、これを最大限利用して、太田、財政大変なんだから、そういうこと言わないでどんどん使えますんで、これは。ちゃんと発表になっているんですから、法律でもって。まずそれをお願いして、次には大久保市長さんに改めてご質問申し上げます。

首長の権力、権限ですか、これは、先ほども申しましたが、人事、予算の執行権であり、これはまさに絶対的な権限でございます。しかしながら、事務事業の執行に当たっては、高度な廉潔性、そして高度な倫理性が求められていることは論を待つことはありません。

そのような考えの中で、特に後日出てくるそうですが、この人事、人事は人と同時に組織自体にも左右するものであります。それをその組織を育成するか、さらにはだらけさせるか、または活性化させるか、停滞させるかであります。この点については、大久保市長は百も承知のことと思いますが、大久保市長は新生太田市の市長に就任されてはや１０カ

月経過いたしました。私心を捨てて、しっかりとこのことについて見きわめがついているのかどうかと。

また、予算の編成については、首長の政治的哲学や行政姿勢が反映されるものであると思いますが、大久保市長は、当選後、5月24日初登庁の際、記者会見の中で、第1に取り組みたいのは行政のむだの排除と効率的な行財政の執行、第2には、市民が協働する体制づくりと語られましたが、その後も折に触れ、時に臨み、そうしたことを経常経費の削減をしますよと、予算の効率的な執行をしますよと、こう述べられております。私は大いに大久保市長に期待をいたしておるものであります。努力をしないで、こういうことを申し上げて悪いかもしれませんが、交付税、交付税に頼るようないわゆる「お金の国」みたいなところ、そういう考えは持たないで、さっき言ったものをどんどん利用してやってもらいたいと、こう私は思います。財政が厳しいんだと、厳しいならばああいうものを利用すれば、できるんですから。

本年度、そうした中でのご質問については、後日の私も予算委員会になりましたので、質問の中でご質問を申し上げたいと思いますが、ぜひ大久保市長さんにはそういったことを十分念頭に置いて、今後の太田市行政の執行者として、特段のお骨折りをいただきたいと思っております。細かいことについては、また後で答弁をいただいてからご質問を申し上げたいと思っておりますが、何分よろしくお願い申し上げます。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 先輩の木村議員さんから、いろいろな市政に関する質問等をいただきました。

まず最初に、議案につきましての説明に関して、ごあいさつの中で、ただいま現在、助役がおりませんので、総務部長から説明をいたさせましたが、そのことが私が皆様にご了解いただくことを抜けておりましたことは、おわびを申し上げたいと思っております。

なお、助役がおらない場合、この常陸太田市ができて、昭和30年に、29年から30年にかけて新しい旧常陸太田市ができたわけでありましたが、その間の議会におけます議案説明に関して、助役が従来のように説明のできない場合、どうすべきかということ、過去の実績を調べたわけでありましたが、その中では総務部長がやった経緯もございまして、そのようにやってまいりました。議員から、決して市長がその議案説明をしないから、議会を軽視しているというようなご指摘がございましたが、そういう気持ちでやったわけではございません。今後、木村議員のご指摘のようなことも踏まえまして、襟を正していくことにご意見を取り入れさせていただきたい、こう思います。

質問にございました、最初に、意思決定は、行革大綱の中で意思決定は唯一議会にのみあって、執行部にはないというご発言でございます。確かに議員申されるとおり、上位の意思決定機関は議会にあることは、私も百も承知をいたしております。この行革大綱の中

に示しました意思決定につきましては、地方自治法第138条の2の、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共機関の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務、もう一度申し上げますが、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく当該地方公共団体の事務を、みずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うと、こうなっておるわけでございまして、この議決をいただきました後の、当然、予算執行につきましてはこの「みずからの判断と責任において」議決の内容をたがえることのないように実行していくと、こういうことでございます。

そのような趣旨を踏まえまして、住民の多様化する行政需要に迅速、的確に対応できるような行政組織の機構改革を行っていくことを目的といたしまして、記載したものでございます。

次に、行政改革大綱の中で、行政改革の基本的考え方に記載されております「組織の合理化及び平行的執行」の意味について、お答えを申し上げます。自治体規模及び財政規模の拡大によります行政の効率化を図っていきますために、行財政の基盤の強化を実現いたしますため、市町村合併を実施したところであります。現在の組織機構は、各地区に事業担当課がそれぞれ配置をされ、建設事業、農政事業等を実施しております。これらの現状を踏まえまして、各地区に分散した事業担当課の組織及び人員を集約して効率化を図る、その意味におきまして、議員ご指摘の「合理化及び平行的執行」という言葉を使ったわけでございます。

続きまして、地方公社の件につきまして、土地開発公社の経営改善について、廃止も含め抜本的な改革を検討したと、こういう文言が入っております。12月の定例会で廃止が決定したにもかかわらず、そのような文言を入れるとは何事かと、こういうご指摘でございます。行革大綱は、1月に発行をいたしております。したがって、12月の定例議会の後で行革大綱を発行している、期限的にはそのような順序になっております。ご案内のとおり、12月定例議会でこの公社の廃止について議決をいただきまして、その後、県知事に対しまして廃止の許認可の申請をいたしました。1月31日、県知事から廃止の認可がおりてきたわけでございます。公社の廃止に向けましては、その知事の認可を受けまして、それから2カ月間の間にこの公社が抱えております負債等、債務等についての整理をした後に解散ということが決定をするわけでございまして、2回の告示をしまして、その2回に債権者からの、あるいは申し出等がなければ、それをもって解散ということが最終決定でございます。そのような意味から、まだこの1月時点では、最終の決定に至っていなかったということがございまして、このような表現になったわけでございます。

ただし、廃止の方向の議決はいただいておりますから、その公社として抜本的な改革ということの表現は適切ではなかったかということも、今、反省をいたしております。

次に、太田市の職員の管理の適正化、給与の適正化についてでございます。給与の適正化に関します「職務、職責に応じた俸給構造への転換」につきましては、平成18年度から実施をされる給与構造改革の一環として行われるものでございます。職員の職務内容と

責任を明確にいたしまして、職員の能力評価や目標管理に基づく業務評価を導入することによりまして、職員の勤務成績や実績が給与に的確に反映される給与制度を構築するものでございます。

これによりまして、職員の意識を向上させ、行政サービスの向上を図りますとともに、事務量の測定や職員配置等、事務管理や定員管理を一層合理的に行うことによりまして、より一層、積極的な行政改革の推進に努めることをねらいとしたものでございます。

3点目に、技能労務職の給与の適正化についてのご質問がございました。地方公共団体における技能労務職の給与は、国や民間企業の水準と比べ、著しく均衡を失っているといわれております。国家公務員や他の市町村、さらには民間企業における同種の職員との均衡に配慮し、市民の理解が得られるような制度に改善をしていく考えでございます。

なお、現在の一般行政職の給与は、市職員の給与に関する条例によりまして、技能労務職の給与は就業規則によりまして、それぞれ給料表が定められ、支給されているわけでございます。繰り返しとなりますが、先ほど申し上げましたように、技能労務職の給与は低いという認識を持っておりまして、制度の改善に向けて検討をしていく考えでございます。

次に、行政執行に当たっての今回の合併を機に、この合併特例交付金、あるいは補助金について、その法の執行も含めてご質問がございました。平成18年度の予算編成の基本理念につきましての中で、合併に伴う特例交付金、補助金についてお答えを申し上げます。合併に伴います財政措置として、当市には県より総額で10億円の合併特例交付金、国より総額4億5,000万円の合併市町村補助金が交付される予定になっております。これは、合併に伴い発生する財政需要のうち、一体性の確保に資する事業、格差是正のための事業、効率的な行政サービスの提供のための事業などが対象となっております。主として電算システムの統一やネットワークの整備、看板、施設等の名称書きかえなどの事業が想定されるわけでございます。

平成18年度当初予算では、合併特例交付金——県からのものでございます——2億円を予算化しておりまして、情報システム整備事業、固定資産地番現況図作成事業、観光情報誌作成事業、農業集落排水管路台帳作成事業への充当を、また、合併市町村補助金、国からのものにつきましては、2,500万円として、図書館ネットワーク整備事業、里美クリーンセンター整備事業への充当を予定したところでございます。

なお、平成16年度の合併特例交付金4億円は、分庁舎整備事業、戸籍電算システム整備事業、情報システム整備事業、閉町・閉村記念事業、合併記念事業等に充当し、合併市町村補助金1億1,639万7,000円は、分庁舎用地取得事業、例規集データベース更新事業、サイン整備事業等に充当いたしました。

17年度につきましては、合併特例交付金が観光情報誌や観光ガイドマップ、市総合計画、情報システムの整備などに1億3,660万円、合併市町村補助金が、小中学校エアコン整備事業、消防団設備整備事業などに6,534万5,000円交付される見込みとなっております。

これらをもちまして、合併の特例法に基づきます交付金、補助金等の使い方については、当然、予算の中でご審議をいただき、使っている状況でございます。

最後に、木村議員から経常経費の削減についてお話が、ご質問がございました。当然のことでございますが、この自主財源に乏しい常陸太田市にとりまして、地方交付税に頼らない行政運営というお話もございましたが、私はそれでは常陸太田市はやっていけないと思っております。なぜ合併をせざるを得なかったか、その背景には、今後、政府の三位一体の改革の中で、地方交付税を、さらには補助金を削減をしていく、その中で地域が生きていくための合併という方向で進められてきたことに、基本的に思いを起こしますと、地方交付税に頼らない行政運営は、私にはできません。

したがって、決められた自主財源、地方交付税、その中で、経常経費的なものを削減をすることによって、その財源を新たな施策の方に回していく、市民のニーズにこたえていく、そういう方向へ財源の使途を振り向けていく必要があると、強く思っているところでございます。

なお、経常経費削減、平成18年度予算で織り込みましたことにつきましては、予算内示の資料の中にご説明を申し上げますので、ここでの解説は割愛をさせていただきます。

○議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

○総務部長（萩谷暎夫君） ご質問の中で、合併特例債につきましてのご質問がございました。合併特例債につきましては、市町村建設計画に基づいて実施する事業、または基金の積み立てが起債の対象となっております。交付税措置のある有利な起債でございますが、あくまでも起債でありますので、借り入れすることには変わりございません。合併特例債の起債対象事業であります。1つには合併後のまちづくりのための建設事業として実施する、一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備事業、また、均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備事業、まちづくりを総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業等でございます。

平成18年におきましては、西河内幹線整備事業、大門幹線整備事業、磯部天神林線整備事業、栗原小島線整備事業、広域営農団地農道整備事業、学校給食センター建設事業、防災行政無線整備事業、中染分署里美出張所整備事業等で、合計で6億1,120万円予定してございます。

なお、平成18年当初予算の普通交付税につきましては、合併特例法11条に基づく合併補正及び11条2項、地方交付税の算定の特例に基づく合併算定替を見込んで計上しております。

以上です。

○議長（生田目久夫君） 67番木村徳二君。

〔67番 木村徳二君登壇〕

○ 67 番（木村徳二君） 2 回目のご質問を申し上げます。

ただいま大久保市長からご答弁をいただきました。まずこの第 1 点の、提案理由の説明の代行、これは太田は変則なんですよ。議運の委員長にもこの間申しましたが、太田の議員提要の 2 節に、議案の提案の理由の説明は助役がやるんだと、こういうことを太田の議員提要で決めておるんです。越権行為ですよ、これはね。何で執行部のことまで議会が関与できるんですか、これ。それだから、太田ではずっとやってきているんです。こういう議員提要をつくっておくんです、第 2 節。それが当たり前になっちゃっているから。これはもう議員提要を見まして、いっぱい修正箇所ありますよ。間違っているところが。そういうものを見直すことも考えないんですね、太田の人らは。私は議運に入っぺと思ったらだめだよ、木村君だめだよと、うるさい人だめだということなんです。現状維持、現状維持で漫然としているんです。いっぱい間違っているんですから、議員提要は。だから、今言ったこの助役の提案の理由も、第 2 節でもって助役がやるんだよと、こういう規定なんですね。これはひとつ議員提要を直してください。委員長、しっかりして、ね。

市長も行革について百も承知していますよと。しかし、太田の、県ではね、全く具体的にこう進む行財政改革、自立した茨城づくり、5 つの改革プログラムと、はっきり細かく書いてありますよ、県では。太田では、ほんの要点だけ、作文は上手ですよ。県でははっきり細かくつくっておくんですから。もっと我々凡人が読んでも「ああ、なるほどな」と、「ここを直すのか、ああ、そうなのか」と、私どもは理解できるんです。すばらしい美辞麗句並んでいますが、もっと具体的に書けると思うんですね。それで私はご質問をしたわけでございます。

市長も百も承知してるよと。みずからの判断でよくやりますよと、ありがたい返事でした。これで私どもは安心できるんですよ。

今度は行政の効率化、いろいろ各地に 4 市町村がありましたから、それは我々地方議会が最初から 1 つは嫌だよと、一気にそうやっちゃだめだよという、金砂郷、里美、水府で要望したため、そういう形になっている。これは私どもわかっています。その中で、さっき言った平行的、これ、平行というのは、平に行く平行なのか、並んで行く平行なのか、平らな平行なのか、3 つ解釈ができる、この「ヘイコウ」というのは。だから、どの「ヘイコウ」なんですかというの、この「ヘイコウ」というのが。あの字のとおり解釈したら、どこまで行ったってまとまらないんですからね。ですから、その「ヘイコウ」にも、並んでいる平行なのか平らな平行なのか、全くどこへ行っても交わらない平行なのか、これをどうなんですかというのをさっき言っているんです。

地方公社の問題でございますが、これは県知事に許可申請をし認可を受けてから 2 カ月の間に 2 回の告示をして、異議がなきゃこれで通るんですよと、それはよくわかりました。しかし、解散しているんだから、その別な余計な字も入っているんですよ。そういうことで本当にできるのかということなんです、申請しておいて。それなんですよ。それがまず市長が言ったから、それは大体わかりました。市長の説明のように上手に説明してく

れるといいんですが、ただここへ来て、たあだとやって。それでは我々に説得力がないんですよ、部長らね。よくやっぱりこの議員に対して説明責任を果たせるようなひとつ説明をしていただきたいんです。この間も冒頭で言いましたがね。

あと、今度のたまたま給与改定の問題で、条例が出ましたよね。その中で、7級職までは条例であげておきます。しかも8級職、9級職、9級職は何人だと思うと11人ぐらいかな、そういうわけで、その9級職の何号俸で何十何万もらっていますよと、こういうのが出てきていないんです。7級職でとめちゃって。だから、何でこれをこの際、やらないかなと。だから、そういうことも含めてご質問をしたわけですよ。8級職も9級職も。これは部長らみんな9級職だからね、これ。だから、自分らは隠しておいて、7級までしか出さないんです。

それと、技能労務者、これは市民の角度に立って、理解が得られるように考えていると。わかりました、これは。ありがたいです。

この特例交付金ですか、これは、先ほども言いましたように、この、こういうことがいっぱいありますよね。市町村の合併による特例法に基づく合併特例法第11条と11条の2、これを最大限、私は利用しなさいと言うんですよ。財政よくないって言うなら。これはこれだけのものを地方財政法の5条で規定した以外に、これだけの金を出しますよと。規定した以外に。それでこれは交付税できますよと、ちゃんとこうして法律ができたんですから、今度の合併特例。この法律を最大限利用して、太田の財政を楽にすれば、皆が喜ぶんです。ぜひそうしたことも考えて、少し市長に言ったもんだから、表現がまずかったんですが（笑声）、だなんて言ったんで、これはまずかったんですが、そういう気持ちじゃなくて、これを最大限、この法律を生かして、太田の財政をね、これ。それだけ今度は逆に入っているんですから、この法律の11条と11条の2でもって。それはひとつやっていただきたいと思います。

そして、大体、市長から答弁をいただきましたので、わかりましたが、先ほど言いましたが、助役が代行するなんて書いてあるから、これが漫然とずっと続いちゃっているんです。これはひとつ真剣になってみんなで、新生太田市なんですから、これは、郡部も入って。郡部のやろうら何だなんて、最初、何だい、このやろう、ひん出てきやがってなんて、そういう考えでいるからだめなんですから。とんでもない話ですよ。ひとつ、これからもみんなと連携して、いい太田をつくるために頑張ります。

これで質問を終わります。いろいろ申しましたが、ひとつよろしくみんなで仲よくやること、お願いします。

〔「議長、発言を求めます。45番」と呼ぶ者あり〕

○議長（生田目久夫君） はい。

○45番（高木将君） 先ほどの67番議員の発言中に、地方交付税をもらうことは、そのようなことをするなという発言がございました。今、最後に「仲よく」というようなお話もございましたけれども、この執行部が地方交付税を使わないことはできないと

いう、先ほど市長の明言がございました。

こういった中で、我々議会といたしましても、予算その他さまざまな議案、これを承認している、そういった点で考えれば、我々議会も であるというような認識を持つような発言だったと、私は考えております。今現在、私が発言していることも含めまして、先ほどの６７番の議員のこの「 」にかかわる発言については、削除を求めます。（自席発言）

○議長（生田目久夫君） それでは、お答えします。ただいまその件につきまして、事務局長とも、ともども皆さん、この前で今、お聞きしていたと思いますが、そのことについて、今、説明を申しました。そのとおりであるということで、笑顔で謝罪をしたものと理解をします。

〔「正確な訂正、そしておわびの言葉が出ていない、そういった中では、それは訂正とはみなされないはずですよ。その辺について、６７番議員にもう一度発言を求めたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（生田目久夫君） 私は、今申し上げましたように、そういうふうに理解をしてご説明をしたわけですが、そうおっしゃるんであるとすれば、じゃあ、６７番木村議員にもう一度その件につきまして、ひとつ……。

〔「正確に」と呼ぶ者あり〕

○議長（生田目久夫君） 正確にということもありますが、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（生田目久夫君） とりあえずその件で、よろしく。

〔「その件の前にちょっと発言させてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（生田目久夫君） はい、どうぞ。

○６５番（宮田欣三君） 何を整理して、どういうことを発言させようとしているのか、全く明確に分かりませんよ、私らは。そういうところを、議長がどう、先ほどの発言の内容をチェックして、ここは不適切発言だから、これを取り消しなさい、訂正しなさい、そういう議事整理権が議長にあることを忘れてもらっては困ります。

それともう一つ、「常陸太田の議会は」という表現の中で、議員提要の誤りうんぬんと、これもありました。そういうことは、執行部に対する一般質問にはなじみません。議長はどう認識していますか。そういう執行部に対する一般質問許可をした中で、整合性を考えて議事整理をしなければいけないと思っています。私はそういう議員の発言があったらば、その点については、ただちに休憩をして、議運を開いてもらって、誤りがあるのかどうか、議会の名誉にかけてそういうことをきちっとしなくちゃいけませんよ。と思っておりますということをお願いします。（自席発言）

○議長（生田目久夫君） その件につきまして、木村議員の発言を許します。

○６７番（木村徳二君） 今、何か苦情があったようですが、こうした苦情に対して議場が騒然として収拾がつかなければ、議長に散会の宣告をさせます。そういうことなんです。

議員の発言について、いかなるものも指揮、制止を受けません。本人の信念に基づいてやるんですから。特定の人のも名誉、これは傷つけておりませんよ、私は。ただ、太田の議員提要、間違っていないんだら間違っていないと言ってくださいよ。間違っているから、私は指摘したんだから。議員提要を見なきゃわかりませんよ。私は見て、何回もチェックしておきます、間違っているところは。私は自信を持って、その提要の間違いを指摘しているんですから。市長には及ばないよというがね、この助役が代行するとなっているから、総務部長らが平然と代行しているんです。そうなんですからね。これは事実なんだから。

〔「話の内容が違うよ」、「休憩、休憩」と呼び、その他発言する者多し〕

○ 67番（木村徳二君） いいですか、議員の本会議での発言、これはいかなるものの、何人の指揮、制止いいですか、やれよ、あるいはやってはならないよと、そういうものを受けてやるものじゃないんです、これは。議場が騒然として収拾がつかない場合は、議長、散会を宣告すれば、幾らでも散会になっちゃうんです。そういうことですからね、議長。黙ってはいしゃんしゃんとやっていれば世話なしだからね、確かに。

○議長（生田目久夫君） ちょっとお待ちください、今、暫時休憩をいたします。

午後2時40分休憩

午後3時50分再開

○議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議運の経過でございますが、木村議員の交付税に関する発言の中で、一部不穏当な部分について、取り消しを求めます。木村議員の発言を求めます。

〔67番 木村徳二君登壇〕

○ 67番（木村徳二君） 休憩を挟んで、皆さんにいろいろご迷惑かけました。先ほど私の一般質問の中で、交付税に関して一部、そういう削除したいと思いますので、ご了承のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（生田目久夫君） ただいま木村議員から発言がありましたとおり、不穏当な発言部分については、会議録から削除いたします。